

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 (28223)
地域名 (地域内農業集落名)	春日町中山 (中山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・年々後継者がいなくなり、担い手も自分の農地管理が精一杯で、将来農地の出し手となる者の農地管理までは期待できない状況である。
- ・現在、自作地を管理している者も、機械の老朽化等で続けるのが困難になる可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方 (該当する項目に☑を記載)

- ☐ 当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
- ☒ 当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
- ☐ 地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
- ☒ 新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
- ☐ 農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ☐ 施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
- ☐ 農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう、必要な条件整備を実施する。
- ☒ 地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ☐ 多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)
- ☒ その他(“地域の農地は地域で守る”を基本に農業が維持できる新たな取組(レンタル・営農組織等)を考える。)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

(該当する項目に☑を記載)

- ☒ 農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域のみと位置図ける。
- ☐ 上記、農地を農業上の利用が行われる区域と、林地周辺等にある農地は保全・林地化・放牧・鳥獣緩衝地帯等を行う区域とに位置図ける。
- ☐ その他()

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 (該当する項目に☑を記載)	
☒ 農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。	
☐ その他()	
(2) 農地中間管理機構の活用方針 (該当する項目に☑を記載)	
☒ 地域全体の農地を農地中間管理機構(農地バンク)に貸し付け、担い手の経営意向をくみ取り、段階的に集約化を進める。	
☐ その他()	
(3) 基盤整備事業への取組方針 (該当する項目に☑を記載)	
☐ 地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。	
☐ 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を()年度までに実施する。	
☒ 現在、基盤整備事業は考えていない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 (該当する項目に☑を記載)	
☒ 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。	
☒ 農地の貸し借り、幹旋等の相談から定着までを行う機能を構築する。	
☐ その他()	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 (該当する項目に☑を記載)	
☐ 水稻栽培に関しては設備投資を抑えるため、地区内の営農組織に依頼する。	
☐ 水稻以外の農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業体へ作業委託する。	
☐ 遊休農地の発生を防止するため、作業遅れ等発生する場合は極力農業支援サービス事業体へ作業委託する。	
☒ その他(現在、個々で作業を行っているが、今後は過剰投資と労力削減のため作業委託が進むと思われる。)	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②保全・管理等	☒ ③新規就農者	☒ ④特産作物	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥集落営農、企業等	☒ ⑦有機・減農薬・減肥料	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②耕作放棄地が発生しないよう、農業が維持できる新たな取組(レンタル・営農組織等)を考える。
- ③⑦有機農業に取り組む地元農業者の関係で、有機を目指す新規就農者を更に呼び込む取組を行っている。
- ④過去から多くの農業者が取り組んでおり、今後も特産栽培(有機含む)を増やしていく。
- ⑥集落営農組織の設立も視野に入れる。
- ⑨“地域の農地は地域で守る”を原則に農地のマッチングを行い、又、新規就農者や若手就農者が耕作しやすい環境をおし進める